

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 監査等の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 | 監査の対象 | 都市防災部
令和4年度4月～8月分 必要に応じて令和3年度分 |
| 3 | 監査の着眼点 | 令和4年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画（以下「実施計画」という。）に定める着眼点による |
| 4 | 監査の実施場所 | 実施計画に定める実施場所 |
| 5 | 監査の日程 | 令和4年9月30日～令和4年11月18日 |
| 6 | 監査の結果 | |

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(1) 適正な財務会計事務の執行について

ア 岐阜市予算規則第13条第1項は、支出負担行為として整理する時期は別表第1に定める区分によるものとし、別表第1では、役務費の支出負担行為として整理する時期は「契約を締結するとき又は請求のあったとき」と規定している。

しかしながら、災害対策副本部専用回線接続手数料について、令和4年4月25日付けで契約が締結されていたが、令和4年6月29日に至るまで支出負担行為書が起案されていなかった。

イ 西日本電信電話株式会社と合意したIP通信網サービス契約約款第43条は、料金等に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによる旨規定し、料金表通則6は、IP通信網契約者は、料金及び工事に関する費用について、西日本電信電話株式会社が定める期日までに支払わなければならない旨規定している。

しかしながら、コミュニティFM緊急割込放送用専用回線使用料（7月請求分）の支払について、支払期限が令和3年8月2日であったが、令和3年8

月 19 日に支払われていた。また、支払遅延に係る延滞利息（26 円）が令和 3 年 9 月 30 日に支払われていた。

今後は、岐阜市予算規則及び契約相手方と合意した契約約款を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。